

宅地建物取引業者免許証再交付申請書

1. 免許証の再交付

免許証を亡失・滅失・汚損・破損した場合は、「免許証」の再交付申請をして、再交付を受ける必要があります。

2. 再交付申請の手続き

(1) 申請場所

高松市番町 4-1-10 県庁東館 7 階

香川県土木部住宅課 総務・宅地建物指導グループ TEL (087) 832-3582 (直通)

(2) 提出書類等 (提出部数は 1 部)

- ① 宅地建物取引業者免許証再交付申請書 (様式第 3 号の 3)
- ② 亡失又は滅失を理由とする場合は、紛失届を添付してください。
- ③ 汚損又は破損を理由とする場合は、その汚損又は破損した免許証を添付してください。

(3) その他

- ① 再交付後、亡失した免許証を発見したときは、香川県知事に返納しなければなりません。
- ② 更新時に免許証を紛失している場合は、再交付申請書にかえてその旨の始末書を添付してください。

3. 免許証の交付

(1) 交付場所

申請場所に同じ

(2) 持参物

- ① 交付通知ハガキ

区分	チェック項目	チェック
申請内容	台帳内容との確認 (□商号又は名称、 □代表者、 □所在地)	□
	再交付理由の記述の有無	□
添付書類	□亡失・滅失 紛失届の有無	□
	□汚損・破損 現在交付されている「免許証」	□

(記 入 例)

様式第三号の三 (第四条の三関係)

(A4)

2 2 0

宅 地 建 物 取 引 業 者 免 許 証 再 交 付 申 請 書

宅地建物取引業法施行規則第4条の3の規定により、下記のとおり宅地建物取引業者免許証の再交付を申請します。

令和元年 5月 11日

香 川 県 知 事 殿

申請者 商号又は名称 番町不動産株式会社

郵便番号 (760-0017)

主たる事務所の所在地 香川県高松市番町 4-1-10

氏名 代表取締役 香川 太郎
法人の場合は代表者の氏名

電話番号 (087) 831-1111

ファクシミリ番号 (087) 831-2323

受付番号 * [][][][][][][][][][]

受付年月日 * [][][][][][][][][][]

申請時の免許証番号 [3][7] (3) [9][9][9][9][9]

(フリガナ) 商号又は名称	バンチョウフドウサンカブシキガイシャ 番 町 不 動 産 株 式 会 社
(フリガナ) 代表者氏名	カガワ タロウ 香 川 太 郎
主たる事務所 の所在地	香川県高松市番町 4-1-10
再交付を申請する理由	① 亡失 2. 滅失 3. 汚損 4. 破損
	内装改装時に紛失した。 なお、後日発見した場合はすみやかに返納します。

具体的な理由を簡潔に文書で記入

確認欄 * []